

# エコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進モデル事業平成 20 年度公募要領

平成 20 年 2 月

環境省 総合環境政策局 環境経済課

京都議定書の第一約束期間が 2008 年より開始され、特に近年の増加が著しい家庭部門の温室効果ガス削減が必要不可欠となっています。

そこで、環境省では、広く国民一般の環境行動を促進するため、エコポイント等温室効果ガス削減に資する行動の多寡に応じて、当該行動を行った者等にプラスの誘因、特に、経済的なインセンティブを付与する取組を全国的に普及させることとします。

下記の要領により、全国規模又は地域レベルでエコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進モデル事業を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。

## 目 次

1. 背景及び目的
2. 事業の概要及び応募要件等
3. 公募から事業の採択までの流れ
4. 応募に当たっての留意事項
5. 応募書類及び提出方法
6. その他

[添付資料]

・平成 20 年度エコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進モデル事業(委託事業)応募様式

### 1. 背景及び目的

21世紀環境立国戦略(平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)の戦略7「環境を感じ、考え、行動する人づくり」においては、国民による取組の展開方策として、「エコポイントの取組などのように、企業等の協力を得つつ、省エネ、ゴミゼロ・3R、緑づくり等の国民一人ひとりの行動に応える取組の普及を目指す」ことが掲げられています。

これを踏まえ、環境省では、広く国民一般の環境行動を促進するため、エコポイント等温室効果ガス削減に資する行動の多寡に応じて、当該行動を行った者等にプラスの誘因、特に、経済的なインセンティブを付与する取組を全国的に普及させることとし、全国規模又は地域レベルでエコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進モデル事業を募集することとしました。

### 2. 事業の概要及び応募要件等

省エネ型製品やサービスの購入・利用又は省エネ等の温室効果ガス削減に資する行動に伴い、エコポイント等を付与し、また、獲得したエコポイント等の価値を還元するシステムを含む、経済的に自立した形で行われるビジネスモデルの立上げを支援します。

#### (1)委託内容

以下の内容の委託事業を公募します。

#### ①委託対象者

全国型:民間団体

地方型:地域協議会又は民間団体

(地域協議会の場合は、協議会の事務局又は構成メンバーである民間団体)

#### ②対象事業

##### ○事業の種類

以下の要件にあてはまる全国型又は地域型のエコポイントのモデル

全国型:全国規模での利用が可能なエコポイントシステムを開発・導入するもの

地域型:他の地域でも利用可能性のある普及性の高いエコポイント又はこれまで例のない先駆的なエコポイント

○対象となるエコポイント事業

個人又は法人・団体が、

(a)省エネ家電等の温室効果ガス排出量の少ない製品やサービスの購入・利用に伴いポイントを付与

(b)省エネ等の温室効果ガス削減に資する行動に伴いポイントを付与するもの。

○対象事業の内容

- ・エコポイント付与及び還元のシステム設計・開発
- ・エコポイントの試行事業

### ③対象事業の条件

・対象事業においては、エコポイントの原資が参加・協力する企業から提供されるなど、経済的に自立したビジネスモデルで行われるもの。

(応募の段階で、原資提供企業の参加の見込みがたっているもの)

- ・モデル事業終了後も当該エコポイント実施主体が継続的・発展的に事業を行う予定であるもの。
- ・エコポイントの付与対象となる行為が、温室効果ガス排出量削減に効果を有するものに限る。また、(a)温室効果ガス排出量の少ない製品やサービス等の購入に伴いエコポイントを付与するビジネスモデルに関しては、以下に提示するエコポイント対象商品・サービスの考え方に添うものにエコポイントを付与するもの。

なお、エコポイントの還元メニューは、国民に幅広く魅力的なものとして受け入れられるものとし、温室効果ガス削減の視点は必須としない。

#### <エコポイント対象商品・サービスの考え方>

- (1)家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス。
- (2)家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、廃棄(焼却処分)段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス。
- (3)家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、エコポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの。
- (4)カーボン・オフセットが組み込まれた商品・サービス。

### ④実施期間

原則として単年度(平成20年度)

### ⑤事業報告書の提出

受託者は、開発したエコポイントシステムの内容、エコポイント試行事業の内容及び結果分析及び当該事業による温室効果ガス削減の見込み量を取りまとめた報告書を作成し、履行期限までに環境省へ提出していただきます。

## 3. 公募から事業の採択までの流れ

平成20年度の公募から委託事業の採択までのスケジュールは、以下を予定しています。

- (1)本要領による公募(平成20年2月15日(金)～3月7日(金))



(2)企画審査会による審査(平成20年3月10日(月)～3月14日(金))



(3)採択事業の決定(平成20年3月下旬)

#### 「(2)企画審査会による審査」について

本事業の選定は、客観性、公正性を担保するため、企画審査会で行います。  
選定基準は以下の通りです。

##### ①ビジネスモデルとしての自立性・継続性

企業等のエコポイントの原資提供者が確保されており、本委託による事業後もエコポイントが自立的・継続的に実施されうるものであるか。

##### ②事業の発展可能性

本委託によるエコポイント事業の実施後も原資提供者としての企業及びエコポイント参加者としての個人・法人等が拡大させていけるモデルになっているか。地域型については、他地域に普及しうるモデルであるか。

##### ③エコポイントシステムのビジネスモデルの先進性、独自性。

これまでに例のない先進性又は独自性を有するモデルか。

##### ④国民への普及可能性

環境に関心のない一般国民の参加も促すことのできるようなモデルになっているか。

このような評価を踏まえ、総合評価として、企画審査会での合議により審査し、事業の採否及び委託額の決定を行います。

採択に当たっては、評価結果等を考慮し、事業の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合があります。

## 4. 応募に当たっての留意事項

### (1)他の委託事業又は補助事業との重複等について

本事業以外の他の委託事業又は補助事業における実施状況等を十分に踏まえ、事業内容の重複した応募をすることのないようお願いします。

また、虚偽の内容が記載されていた場合には、応募は無効とします。

### (2)事業の中止に係る委託費の精算について

本事業を年度の途中で中止する場合においては、環境省の指示に従って、事業の進捗状況に応じて委託費を精算していただく場合がありますので、ご了承下さい。

### (3)支援対象経費・計上できる経費について

#### ①支援対象経費は、下記の通りとなります。

- ・エコポイント事業のシステムの事業設計・立上げ準備(人件費、旅費、印刷製本費、消耗品費等)
- ・エコポイント事業実施にあたって必要となるソフトウェア等の共通基盤整備

- ・エコポイント試行経費(広告・宣伝費、印刷製本費、消耗品費等)
- ・エコポイント試行結果分析(人件費等)

(注)対象とならないもの

- ・エコポイント事業の運営経費(人件費等)
- ・エコポイントの原資負担
- ・エコポイント事業に参加する個別企業におけるシステム整備経費

具体的には、下記の通りとなります。

<委託事業の経費の区分>

直接経費	人件費	委託事業に直接従事した者の人件費
	謝金	システム開発協力者に支払う謝金です。技術開発代表者及び共同技術開発者には支払えません。 また、相当な期間を継続的に雇用する場合は対象となりません。技術開発機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上して下さい。
	旅費	エコポイントシステムの立上げに必要な会議への出席を行うための旅費に限ります。
	消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となります。
	印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。また、報告書にあつては、華美な装丁は必要ありません。
	通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であつて、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
	借料及び損料	会場借料等です。エコポイントシステムの開発・運用者の所属する機関等の所有する設備の損料等は対象とはなりません。
	会議費	会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり、1,000円を目安とします。 会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上して下さい。
	賃金	エコポイントシステムの立上げに必要な人員の賃金が対象となります。
	雑役務費	タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データソフト収集作成料等が対象になります。
	再委託費・外注費	エコポイントシステムの立上げに直接必要な経費であり、受託事業者が直接実施することが不可能なシステムの開発について他の機関等に再委託・外注して実施するための経費です。 また、原則として直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。再委託費・外注費を計上する場合は、応募時点での再委託・外注予定機関、金額、内容等を見積を取得した上、できる限り詳細に記載して下さい。
その他経費	その他事業を行うために必要な経費で、環境大臣が承認した経費です。	

◇直接経費のうち対象とならない経費の例

- ・退職金、ボーナスその他の各種手当
- ・机、椅子、複写機等、委託対象者である団体が通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ・応募した事業と関係のない学会出席のための旅費・参加費
- ・委託期間中に発生した事項・災害の処理のための経費
- ・その他、事業の実施に関連性のない経費

◇その他留意事項

- ・この委託契約に関する事務の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、環境省委託契約事務取扱要領によるものとする。

**5. 応募書類及び提出方法**

## (1) 応募書類の書式(応募様式)について

応募に当たり提出が必要となる書類は、「平成20年度エコポイント等CO2削減のための環境行動促進モデル事業(委託事業)応募様式」とします。また、委託対象者である民間団体(地域協議会の場合は、協議会の事務局又は構成メンバーである民間団体)の事業概要がわかる資料を添付して下さい。応募書類の作成に当たっては、必ず、添付資料の応募様式に従って作成するようお願いいたします。

## (2) 応募書類の提出方法について

### 1) 提出方法

#### ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の要領にて送信先アドレスあてに送信して下さい。

◎電子メールの送信先アドレス: ECO-POINT@env.go.jp

◎メール件名(題名)と添付ファイル名は次の通りとして下さい。

・メール件名:「エコポイント事業応募」

・添付ファイル名:委託対象者である民間団体(地域協議会の場合は、協議会の事務局又は構成メンバーである民間団体)の名称(ローマ字)として下さい。

(例)kasumigaseki-denki.doc

#### ◎添付ファイルの作成・保存に関する注意

応募書類1式を、ダウンロードしたアプリケーションで作成し、それぞれを一連の電子ファイルとして送信して下さい。ダウンロード時に一つの電子ファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱いに(様式の一部欠損等)関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft 社 Word 2003 以降のバージョン形式として下さい。使用するフォントについては、一般に用いないものを使用しないで下さい。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意して下さい。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、必ず Microsoft 社 WindowsXP 上でファイルを展開できることを確認の上、提出して下さい。ダウンロードした Word の様式を、Excel、一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方の Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんのでご注意下さい。

#### ◎受領の確認

当方で受領を確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせ下さい(電話番号は末尾参照)。

#### イ 電子メールが使用できない環境の場合(できる限り電子メールをご利用下さい)

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存した CD-ROM と、打ち出したものを1部同封の上、送付して下さい。

◎送付先の住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

◎あて先は「環境省 総合環境政策局 環境経済課 エコポイント事業担当行」として下さい。

◎封筒等の表に、必ず、赤字で「エコポイント事業応募書類在中」と記して下さい。

◎電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。

◎受領の確認

提案書類に記された Fax 番号あてに、受領した旨を Fax します。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認の Fax 等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。

2) 提出に当たってのその他留意事項

提出いただいたファイル等は、返還しません。

3) 応募書類の受付期間について

平成 20 年 2 月 15 日(金)～平成 20 年 3 月 7 日(金)17 時 必着

受付期間後に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。

## 6. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。ただし、応募事業の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名(題名)は「エコポイント事業公募問い合わせ」としていただきますようお願いします。

<担 当>

環境省 総合環境政策局 環境経済課 エコポイント事業担当 (ECO-POINT@env.go.jp)

〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2

環境省 総合環境政策局 環境経済課

中島(内線 6267)

粕谷(内線 6263)

細川(内線 6221)

直通 03-5521-8230

代表 03-3581-3351

FAX 03-3580-9568